

第 16 環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準

(平成 15 年 3 月 25 日策定)

I 型式認定の対象範囲

平成 14 年 4 月 1 日施行, 平成 13 年農林水産省令第 153 号に基づく漁船法施行規則第一条 7 項に規定する漁船用推進機関として使用する電気点火ガソリン船外機関を対象とする。

II 型式分類

船外機関は, 下記の表にそれぞれ区分し, 分類する。

| 型式分類 | 船外機関の定格出力 |
|------|-------------------|
| e-1 | 30 kW以下 |
| e-2 | 30 kWを超え 60 kW以下 |
| e-3 | 60 kWを超え 80 kW以下 |
| e-4 | 80 kWを超え 100 kW以下 |
| e-5 | 100 kWを超える |

III 構造及び安全性

船外機関の構造及び安全性については, 次の各項に適合していること。

- 1 海上での長時間の運転に耐える構造であること。
- 2 関連法規に適合し, 船体の動揺, 振動, 衝撃等により, その性能に支障をきたさない構造であること。
- 3 運転が円滑に行われ, 異常な騒音, 振動がないこと。
- 4 各部の構造は, 取扱い及び点検, 整備が容易であること。
- 5 取扱説明書があること。

IV 品質管理

船外機関の品質管理については, その製造者における製品の品質維持と保証のため, 次の各項が整備されていること。

- 1 主要材料, 購入品, 外注品の検査及びその品質管理のための標準規格
- 2 機械加工, 組立等の各工程におけるその品質管理のための標準規格
- 3 品質管理のための組織及び検査規格

V 性能

機関の性能は、次の各項に適合していること。

1 排気ガス

排気ガス成分は、HC+NO_x とし、下記の式より算出した値以下であること。数値は、小数点3位を四捨五入し小数点2位に留める。

単位 g/kW・h

| $P \leq 4.3 \text{ kW}$ | $P > 4.3 \text{ kW}$ |
|-------------------------|---|
| 65.00 | $0.2 \times (151 + 557 / P^{0.9}) + 4.80$ |

(注) P=定格出力

2 5モード燃料消費率

5モードでの燃料消費率を下記の式により算出した値以下であること。数値は、小数点3位を四捨五入し小数点2位に留める。

単位 g/kW・h

| $P \leq 4.3 \text{ kW}$ | $P > 4.3 \text{ kW}$ |
|-------------------------|---|
| 758.65 | $26 \times (0.09 \times (151 + 557 / P^{0.9}) + 2.1)$ |

(注) P=定格出力

3 定格出力時燃料消費率

船外機関の型式分類に準じた出力に応じ、下記に示す基準の値以下であること。

定格出力時燃料消費率基準

| 型式分類 | 船外機関の定格出力 (kW) | 燃料消費率 (g/kW・h) |
|------|-------------------|----------------|
| e-1 | 30 kW以下 | 390 |
| e-2 | 30 kWを超え 60 kW以下 | 385 |
| e-3 | 60 kWを超え 80 kW以下 | 380 |
| e-4 | 80 kWを超え 100 kW以下 | 375 |
| e-5 | 100 kWを超える | 370 |